

滝の宮公園大型複合遊具整備工事に関する
要求水準書

1 要求水準書の意義

要求水準書は、滝の宮公園大型複合遊具整備工事に係る公募型プロポーザルの参加事業者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、要求水準書に明記されている事項に留意し、本件工事に関する提案を行うものとする。

2 工事等の概要

(1) 工事名 滝の宮公園大型複合遊具整備工事

(2) 工事場所 新居浜市滝の宮町 滝の宮公園【風致公園】

(3) 遊具施設の配置エリア

ジュニア遊園ゾーン内の旧動物小屋、西側の法面及び上段の多目的広場に配置のこと。

(4) 工事等の内容

ア 実施設計 一式

イ 大型複合遊具設置工事（土工・基礎含む） 一式

ウ 安全施設設置工事（安全マット、安全柵、注意看板等） 一式

※ 次の契約上限金額の範囲内で、公園利用者の利便性向上に寄与する実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

(5) 契約上限金額 90,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

(6) 工期 契約締結日から令和3年3月31日まで

3 要求水準

(1) 子どもたちの好奇心を刺激し、冒険感覚で様々な運動や遊びが体験できる場としてのテーマ設定及び遊具の配置とすること。

(2) 設置場所の高低差を利用した登はん運動系遊具及び滑降系遊具等を設置すること。

また、これらの遊具については、同時に複数人が利用できる規模とし、子どもの保護者等が斜面を上り下りすることができる動線についても確保すること。

(3) 遊具全体に連続性をもたせた配置とし、できる限り遊具間を接続すること。

(4) 遊具の対象年齢は、3歳から12歳までとすること。

(5) 各遊具の見えやすい位置に対象年齢を示すシールを貼付すること。

(6) 遊具の使用期間が長寿命化するように、耐食性の優れたものとすること。

(7) 遊具は、維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とすること。

(8) 各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切な位置に配置し、

安全性に配慮すること。

- (9) 炎天下での利用について、適宜日陰を設けるなど、利用者に対して配慮すること。
- (10) 周辺の眺望に対し、遊具の見え方を配慮すること。
- (11) 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省)及び「遊具の安全に関する基準(JPFA-S:2014)」((社)日本公園施設業協会)を満たすもので、公園施設団体賠償責任保険の対象となる製品であること。
- (12) 遊具の配色・デザインについては、滝の宮公園の特徴を盛り込み、親しみや愛着を持つことができ、かつ、周辺の風景と調和がとれたものとする。

4 施工条件

- (1) 施工時間帯
原則として、8時30分から17時00分まで(土・日・祝祭日を除く。)
(ただし、公園管理者が認める場合は、この限りでない。)
- (2) 共通仕様
新居浜市土木工事共通仕様書(平成29年7月1日)、国土交通省公園緑地工事共通仕様書(平成30年4月)等に準じて施工すること。
- (3) 建設副産物
現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)を遵守し、適正に処分すること。
- (4) 安全管理
開園している公園内の工事であり、来園者の安全を第一とすること。
- (5) その他
施工に当たっては、公園内で実施する別発注工事の業者と調整すること。

5 市提供資料

- (1) 位置図(資料1)
 - (2) 平面図(資料2)
 - (3) 現況写真(資料3)
- ※ その他必要となる書類等がある場合には、事業担当課へ申し出ること。